

小牧市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 9 号

小牧市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成２９年小牧市規則第４６号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

- １１ 条例第３条第１項第１０号の規則で定める事務は、住登外者（条例第２条第５号に規定する住登外者をいう。以下同じ。）の氏名、住所等の情報を管理する事務とする。

第３条第１項第１号ケ中「情報」の次に「（以下「特定医療費支給関係情報」という。）」を加え、同号チ中「情報」の次に「（以下「児童手当等支給関係情報」という。）」を加え、同号ツ中「地域支援事業」の次に「（以下「介護保険法による地域支援事業」という。）」を加え、同号中ヒをフとし、ハの次に次のように加える。

ヒ 住登外者に関する情報（以下「住登外関連情報」という。）

第３条第１項第２号及び第３号中「ヒ」を「フ」に改め、同項第４号から第６号までの規定中「ハ」を「ヒ」に改め、同条第２項に次の１号を加える。

- （４）受給資格者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第３条第３項第１号に次のように加える。

キ 当該対象者、当該者の配偶者又は当該対象者と同一世帯に属する者に係る住登外関連情報

第３条第３項第２号に次のように加える。

ク 当該対象者、当該者の配偶者若しくは当該対象者と同一の世帯に属する者又は当該対象者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第３条第３項第３号に次のように加える。

シ 当該対象者、当該者の配偶者若しくは当該対象者と同一の世帯に属する者又は当該対象者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第３条第３項第４号に次のように加える。

シ 当該対象者、当該者の配偶者若しくは当該対象者と同一の世帯に

属する者又は当該対象者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第3条第3項第5号に次のように加える。

シ 当該対象者、当該者の配偶者若しくは当該対象者と同一の世帯に属する者又は当該対象者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第3条第3項第6号に次のように加える。

シ 当該対象者、当該者の配偶者若しくは当該対象者と同一の世帯に属する者又は当該対象者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第3条第3項第7号に次のように加える。

エ 当該対象者、当該者の配偶者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第3条第7項に次の1号を加える。

(4) 受給資格者又は医療費支給子どもに係る住登外関連情報

第3条第8項に次の1号を加える。

(6) 受給資格者に係る住登外関連情報

第3条第9項に次の1号を加える。

(6) 受給資格者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第3条第10項に次の1号を加える。

(6) 受給資格者に係る住登外関連情報

第3条第11項に次の1号を加える。

(11) 受給資格者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る住登外関連情報

第3条第12項第2号中「次号において」を「以下」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 受給資格者若しくは市手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第3条第13項第2号中「次号において」を「以下」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 受給資格者若しくは県手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第3条第14項第1号中「受給資格者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

ア 受給資格者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

イ 受給資格者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第3条第14項第2号に次のように加える。

ウ 受給資格者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第3条第15項に次の1号を加える。

(4) 当該対象者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第3条第16項に次の1号を加える。

(6) 当該対象者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外関連情報

第3条に次の1項を加える。

17 条例別表13の項の規則で定める事務は住登外者の登録及び管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次のとおりとする。

(1) 住登外者に係る医療保険給付の支給に関する情報

(2) 住登外者に係る自立支援給付の支給に関する情報

(3) 住登外者に係る特定医療費支給関係情報

(4) 住登外者に係る生活保護実施関係情報

(5) 住登外者に係る生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金又は同法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報

(6) 住登外者に係る児童扶養手当支給関係情報

(7) 住登外者に係る市町村民税に関する情報

(8) 住登外者に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する情報

(9) 住登外者に係る児童手当等支給関係情報

- (10) 住登外者に係る介護保険法による保険給付の支給又は介護保険法による地域支援事業の実施に関する情報
- (11) 住登外者に係る介護保険法の保険料の徴収に関する情報
- (12) 住登外者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
- (13) 住登外者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
- (14) 住登外者に係る放課後児童健全育成事業の利用料の免除に関する情報
- (15) 住登外者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給に関する情報
- (16) 住登外者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報
- (17) 住登外者に係る障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に関する情報
- (18) 住登外者に係る児童福祉法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費若しくは同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する情報
- (19) 住登外者に係る児童福祉法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費の支給に関する情報
- (20) 住登外者に係る児童福祉法第21条の6の規定による障害児通所支援に関する情報
- (21) 住登外者に係る児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する情報
- (22) 住登外者に係る児童福祉法第56条による負担能力の認定又は費用の徴収に関する情報
- (23) 住登外者に係る児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報

- (24) 住登外者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当等又はこれらの加算手当の支給に関する情報
- (25) 住登外者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報
- (26) 住登外者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報
- (27) 住登外者に係る国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報
- (28) 住登外者に係る身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービス、同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第38条第1項の費用の徴収に関する情報
- (29) 住登外者に係る知的障害者福祉法第15条の4第1項の障害福祉サービス、第16条第1項の障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第27条第1項の費用の徴収に関する情報
- (30) 住登外者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (31) 住登外者に係る災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条第1項の災害弔慰金若しくは同法第8条第1項の災害障害見舞金の支給又は同法第10条第1項の災害援護資金の貸付けに関する情報
- (32) 住登外者に係る外国人保護に関する情報
- (33) 住登外者に係る公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する情報
- (34) 住登外者に係る小牧市医療費の支給に関する条例第2条の医療費の支給に関する情報
- (35) 住登外者に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する情報
- (36) 住登外者に係る小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年小牧市条例第14号）第2条第2項の負担金の減免に関する情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。